

第三者評価（結果）報告書（総括）

総 括	
対象事業所名	プラムハウス
対象サービス	共同生活援助
事業所所在地	神奈川県厚木市
設立年月日	平成 12 年 10 月 1 日
評価実施期間	平成 30 年 7 月 ～ 平成 31 年 3 月
公表年月日	平成 31 年 3 月
評価機関名	株式会社フィールズ
総合評価（ホームの概要と理念や方針、支援にあたって努力・工夫している点など）	
<p><b>〈ホームの概要と理念や方針〉</b></p> <p>グループホーム「プラムハウス」は、小田急線「本厚木駅」から神奈中バスで約 10 分、バス停「妻田」徒歩 3 分ほどの所にあります。バス通りにはオフィスやファーストフード店、商店などが並んでいますが、一歩中に入ると静かな住宅街となっていて、近くには自然豊かな公園があります。</p> <p>プラムハウスは、2000 年（平成 12 年）10 月に社会福祉法人紅梅会によって開設されました。運営法人は、同じ厚木市内に入所施設や就労支援施設、複数のグループホームなどを運営しています。定員は 6 名で、木造 2 階建てのホームに男性 6 名が生活しています。経営理念として、「私たちは、利用者の方々が地域社会で明るく豊かな生活が送れることを目指します」として掲げ、利用者がその人らしく安心して過ごせるよう、一人ひとりの障害や特性を踏まえた支援を実施しています。</p> <p><b>〈支援にあたって努力・工夫している点〉</b></p> <p>倫理綱領に「障害のある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己表現できるよう支援する責務がある」と明記し、玄関に掲示しています。また、人権手帳を全職員に配付し、業務中の携帯を義務付けいつでも確認出来るようにしています。職員は、利用者と世話人の関係は対等であり、職員の価値観を押しつけることがないように意識して支援にあたっています。</p> <p>専任世話人と常勤の担当支援員を設置し、同じ事業所の他のホームも兼務する支援員、世話人、夜勤支援員で朝礼や業務日誌、申し送りノートなどで情報共有し、職員間の連携や支援の統一を図っています。利用者主体の生活が送られるよう、自己選択、自己決定を尊重し、サポートが必要な場合のみの支援を心がけています。個別支援計画は、利用者本人の意向を第一に家族等の希望を参考に作成しています。利用者本人の意向は、支援員が 1 対 1 で面談し、丁寧に聞き取りをしています。</p> <p>一般就労している利用者に対しては、就労支援センターや就労定着支援事業所と協力体制を整え、就労が継続できるようにきめ細かい支援をしています。</p>	

評価領域ごとの特記事項	
1. 人権の尊重	<p>①運営法人として「倫理綱領・行動規範」を策定し「障害のある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるよう支援する責務がある」ことを明記し、新任職員研修及び各種職員研修会で職員へ周知徹底を図っています。</p> <p>②利用者と世話人の関係は対等である事を常に意識し、利用者の人格を尊重し、一人ひとりの思いや話を傾聴し、一方的な支援の押し付けにならないよう意識して支援に取り組んでいます。</p> <p>③運営法人として個人情報保護規程を策定し、新任研修会及びその後の定期研修会で職員に周知し、個人情報の適正な取り扱いを徹底しています。</p> <p>④厚木地域の福祉ネットワーク、Aネット（神奈川県障害者自立生活支援センター）に加入し、定期的に年間10回、3人のオンブズマン訪問による相談会を実施しています。相談を希望する利用者は相談会に参加しています。</p>
2. 意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供	<p>①利用者本人および家族を対象に利用者満足度調査を実施し、意見をホーム運営に反映しています。</p> <p>②個別支援計画は本人の意向を第一に家族等の希望を参考にして作成し、半年に1回見直しをしています。個別支援計画は、サービス管理責任者、担当支援員、専任世話人が話し合い、内容を決定し、利用者や家族等に内容を説明し、同意を得ています。</p> <p>③利用者の自己選択・自己決定を尊重し、職員は危険がないよう見守り、サポートが必要な場合のみ支援するようにしています。</p>
3. サービスマネジメントシステムの確立	<p>①施設で金銭管理する場合には、預かり金管理状況の明細書を作成し、毎月利用者または、家族・成年後見人による確認を受けています。小遣いの個人管理に関しては、毎月、毎週、毎日など、利用者の希望と金銭管理能力に合わせて支援しています。</p> <p>②苦情解決に関する規則に則り、苦情受付担当者、苦情解決責任者、苦情解決副責任者、第三者委員3名を定め、重要事項説明書に明記しています。また、玄関に名前と連絡先、顔写真を掲示しています。苦情の申し出があった場合には、迅速な解決に努めています。</p> <p>③防災対応マニュアルを作成し、職員・利用者に周知しています。年2回、利用者も参加して避難訓練を実施しています。</p> <p>④防災保守委員会を開催し、事故発生事例やヒヤリハット事例について検証し、事故発生の防止に努めています。</p>
4. 地域との交流・連携	<p>①地域の自治会に加入し、地域との関係を大切にしています。日頃から利用者、職員とも近隣住民の方とは積極的に挨拶を交わし、良好な関係を築いています。</p> <p>②自治会の一員として地域の清掃活動に利用者、職員共に参加し交流を図っています。また、近隣の派出所にホームの場所の確認と随時防犯パトロールを依頼し理解と協力を得ています。</p> <p>③地域の盆踊りや秋祭りなどの行事や催しについて、利用者に情報提供し、希望</p>

	<p>者は参加出来るようにサポートしています。</p>
5. 運営上の透明性の確保と継続性	<p>①運営法人の運営理念として「私たちは利用者の方々が、地域社会で明るく豊かな生活が送れることを目指します。」と掲げています。運営法人の運営方針、事業所概要、組織図、決算報告書、現況報告書などは法人のホームページに掲載しています。</p> <p>②ホーム利用の際には、「契約書」及び「共同生活援助重要事項説明書」を用いて利用者や家族に内容を説明し、いつでも内容を確認できるよう玄関に掲示しています。</p> <p>③守るべき法や規定、倫理など基本的なことは、倫理綱領・制度・法令等規定集に定め、新任研修や人権研修で周知を図り、その後は継続研修を実施しています。規程集等はホーム室に置いてあり、職員が随時確認が出来るようになっています。</p>
6. 職員の資質向上の促進	<p>①世話人会議では業務内容の見直しを行い、必要があればその都度支援マニュアルの見直しも行っています。</p> <p>②運営法人による研修体制が確立され、階層別、課題別、職務研修、人権研修、リスクマネジメント、事業所研修など利用者支援に繋がる幅広い研修を実施し職員の教育、人材育成に力を入れています。また、厚木地区のグループホーム連絡会主催の「世話人研修会」や神奈川県社会福祉協議会等の外部研修にも参加しています。</p> <p>③ボランティア・実習生の受け入れについては、運営法人で受け入れをしています。利用者は、運営法人主催の行事等で実習生やボランティアと交流しています。</p>
7. 日常生活支援	<p>①一人ひとりの平均体温を確認し、日録に記載しています。また、日々の健康観察をし、体調不良等にすぐ気づけるようにしています。</p> <p>②全利用者に対し、服薬管理をしています。服薬マニュアルに基づき、服薬漏れがないようダブルチェックする体制を整えています。</p> <p>③利用者は、余暇時間を近隣に買い物やレクリエーションに出かけたり、居室では読書やゲームなど、自由に好きなことをして過ごしています。ガイドヘルパーや移動支援を利用し、映画やカラオケに出かける利用者もいます。</p> <p>④就労先、日中活動先と電話や連絡帳でやりとりし、日々の様子や仕事の様子などを把握し、必要があれば、関係機関と連携し、支援しています。</p> <p>⑤家族等とは、帰宅の連絡調整やホームでの様子等で連絡を取っています。また、家族等のホーム訪問を受け入れています。訪問時には、家族と会話をし、ホームへの意見や要望等を聞いています。</p> <p>⑥洗濯、入浴、身だしなみ、居室の掃除等は利用者の主体的な取り組みを尊重し、自分でできない利用者に対しては職員が必要な支援をしています。</p>